

# 還付金詐欺の新たな手口

## インターネットバンキングの不正申し込みに注意！

還付金詐欺はこれまで ATM で振り込ませる手口が主でしたが、インターネットバンキング（インターネットで振込などが行える、銀行などの金融取引サービス）の口座を不正に開設され悪用される手口が増えてきています。

- ① 役場職員や金融機関、年金関係の職員などを名乗り『「医療費の過払分」「年金の未払い分」などを還付する』と電話をかけてくる。
- ② 還付金を受け取るための受取口座情報として、口座番号、キャッシュカードの暗証番号などを聞き出してくる。
- ③ 聞き出した情報をもとに、本人になりすまして銀行口座とひも付いたインターネットバンキングの契約をし預金を他の口座へ不正に送金される。

※本人に電話をかけさせて申し込ませたり、申込書を送付して申し込みさせる事例もあります。

※すでにインターネットバンキングを契約している場合、ログインに必要な契約番号（ログイン ID または口座番号、パスワードなど）を聞き出します。

### <ひとことアドバイス>

- インターネットバンキングの申し込みによって保険金などの還付が行われることはありません。
- 役場などの公的機関、金融機関、年金機関、税務署、保険会社などが電話やメール、手紙で暗証番号やパスワードなどを聞き出すことはありません。
- 不審に感じた場合は直ちに、正規の手続きと思った場合も手続きをする前にまずは、取引金融機関や警察、消費生活センターにご相談ください。

浦河町消費者被害防止ネットワーク

不安に思った場合やトラブルが生じた場合はすぐにご相談ください

☎ 浦河町消費生活センター 22-6667 ・ ☎ 消費者ホットライン 188 ・ ☎ 警察相談電話 #9110